

**社会福祉法人専光会**  
**陽のあたる家ショートステイ運営規程**  
(指定短期入所生活介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人専光会が設置する陽のあたる家ショートステイ（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、看護職員、介護職員、その他の従業者（以下「従事者」という。）が、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年福山市条例第46号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 陽のあたる家 ショートステイ
- (2) 所在地 広島県福山市大門町3丁目7番10号

(**従事者**の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤)

管理者は、従事者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 看護職員 3 名 (常勤 1 名, 常勤兼務 1 名, 非常勤 1 名)

看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

- (3) 介護職員 10 名 (常勤 10 名)

介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、29 名とする。(介護予防サービス利用者を含む)

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第 7 条 ユニットの数は 3 ユニットとし、ユニット毎の利用定員は、おおらか 9 名, ほほえみ 10 名, ほがらか 10 名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第 8 条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 機能訓練
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴サービス
- (5) 健康管理
- (6) 相談援助
- (7) その他のサービス提供

(利用料等)

第 9 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合(負担割合証の記載)に応じた額、及び当事業所が定める食事・居住費等提供に要した額の合計額の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 500 円/回、昼食 650 円/回、おやつ 100 円/回  
夕食 650 円/回

- 3 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

ユニット型個室 2,260 円/日

- 4 理美容代 実費とする。

- 5 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの費用については、実費を徴収する。

- 6 第 2 項及び第 3 項の費用について、介護保険法施行規則第 97 条の 3 の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第 2 項及び第 3 項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

- 7 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービ

スの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

8 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明し、支払いに同意を得ることとする。

10 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域は、福山市の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

（1） 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

（2） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定める。

（3） 従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

（4） 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に従い対応する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 **従事者**は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者

または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### （事業継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （苦情処理）

- 第16条 指定短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第17条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその家族の同意を文書により得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

#### （身体拘束の禁止）

第 19 条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束の内容、目的、理由、期間等を記載した説明書、経過記録、検討記録等の整備と適正な手続き並びに、家族の同意を得た時にのみ身体拘束を行うことができる。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月 1 回以上開催するとともに、その結果について、**従事者**に周知を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) また、介護職員等の新規採用職員に対し身体拘束適正化のための事業所の方針・体制等について新規採用時研修を実施する。

(男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策の強化)

第 20 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、**従事者**の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 事業所は、**従事者**の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

- 2 **従事者**は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 **従事者**であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、**従事者**でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、**従事者**との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人専光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 30 年 3 月 19 日から一部改正する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和元年 11 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から一部改正する。